

ご案内

令和 5 年 3 月 31 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条 に基づく調査に関する委託契約について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市保健所より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する委託契約について」が届きましたのでご案内申し上げます。

委任状は既に提出している施設は提出不要です。新たに契約する施設のみ提出をお願い致します。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

那健保総第 6281 号

令和 5 年 3 月 28 日

一般社団法人 那覇市医師会
会長 友利 博朗 様

那覇市長 知念 覚
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条 に基づく調査に関する委託契約について

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和 2 年 10 月 14 日付一部改正）により、都道府県等が医療機関へ行政検査を委託し、患者の自己負担分の公費支援を行う取扱いを行っており、貴会との集合契約の形式で締結し、各医療機関で実施した検査の費用を公費負担してきたところで

す。
令和 5 年度においては、令和 5 年 5 月 7 日（感染症法上の位置づけが変更となる 5 月 8 日の前日）まで、本市と各医療機関との間で委託契約を締結したいと考えております。本契約を円滑に進めるため、貴会との集合契約の形式での締結とさせていただきます。

なお、当該契約の効果は遡及することができることから、契約締結を待たずに検査を実施して差し支えないことを申し添えます。当該契約に関する貴会員への周知をお願い致します。

記

送付資料： *主な変更箇所等

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する委託契約書（案） *令和 5 年 5 月 7 日まで契約期間
- (2) 委任状 *新たに契約する施設のみ提出
- (3) 関係通知①「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）」（令和 5 年 3 月 20 日付け健感発 0324 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- (4) 関係通知②「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症 課長通知。令和 2 年 10 月 14 日付一部改正）

【担当者】 那覇市保健所保健総務課感染症グループ 恩納

TEL : 098-853-7972 FAX : 098-853-7966